

事務連絡
令和8年3月18日
追記：令和8年4月21日

岡山県所管介護保険施設・事業所 管理者 様

岡山県子ども・福祉部指導監査課

令和8年度介護職員等処遇改善加算の算定に係る
処遇改善計画書等の提出について

令和8年6月分から介護職員等処遇改善加算に係る報酬改定が行われることに伴い、厚生労働省は、令和8年3月13日付で「介護職員等処遇改善加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）」（厚生労働省老健局長通知）を发出了しました。

これに伴い、岡山県では処遇改善計画書等の提出期限等を次のとおりとします。

記

1 令和8年4月分及び5月分を算定する事業者等

○処遇改善計画書

- ・提出期限：4月15日（水）
- ・6月以降の算定に係る処遇改善計画（これらの事業所に所属する令和8年6月から新たに処遇改善加算が新設される加算新設事業所※に係る処遇改善計画も含む）もあわせて提出

○体制届

- 1) 4月、5月から新規に算定を開始する又は加算区分を変更する事業所
・提出期限：4月15日（水）
- 2) 6月から新規に算定を開始する（下記「2」の場合を除く）又は加算区分を変更する事業所
・提出期限 訪問・通所系：5月15日（金）、施設・居住系：6月1日（月）
※既存の届出内容が「加算Ⅰ」で新たな届出がない場合は「加算Ⅰイ」とみなし、既存の届出内容が「加算Ⅱ」で新たな届出がない場合は「加算Ⅱイ」とみなします。それ以外の加算区分の変更は、全て体制届の提出が必要ですのでご注意ください。

2 令和8年6月分から算定を開始する加算新設事業所※のみが所属する事業者等

○処遇改善計画書及び体制届をあわせて提出

○提出期限：6月15日（水）

※新たな体制届の提出がない場合は「なし」とみなします。

※加算新設事業所：（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援

3 上記以外の場合

- 処遇改善計画書及び体制届をあわせて提出
- 提出期限：算定を開始する前々月末日（原則どおり）

4 提出方法

- 原則として電子申請届出システムにより提出
 - ・<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>からGビズIDでログイン
 - ・「加算届出」として、必要事項を入力し、添付書類として「別紙様式2（加算計画書）」のエクセルファイルを分割等することなく、そのまま添付
 - ・体制届を提出する場合は、「加算届出」から「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を添付
- 電子申請届出システムが使用できない場合は、事業所を所管する県民局の健康福祉課事業者（第一）班へ郵送

5 その他

- 届出に当たっては厚生労働省ホームページ「介護職員の処遇改善」で算定要件を確認するとともに、様式をダウンロードして必要な届出書等を作成してください。
<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>（順次掲載される予定）
- 岡山県への届出については、岡山県子ども・福祉部指導監査課のホームページ「介護職員等処遇改善加算の算定について」で算定要件等を確認のうえ、必要な届出を行ってください。
<https://www.pref.okayama.jp/page/571292.html>
- 岡山県以外の指定権者（各市町村等）に対する届出等については、各指定権者にお尋ねください。